

2005(平成17)年10月26日
文化審議会著作権分科会
契約・流通小委員会(第6回)

舞台公演と実演家の契約について

社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター 運営委員
椎名 和夫

P1. はじめに

○様々な分野の舞台芸術

▷演劇、コンサート、舞踊、伝統芸能、演芸など、年間約10万公演が開催され、その約半数を演劇が占める※1。

▷演劇を中心とした公演の市場規模約1066億円※2 (推計)。

○演劇公演の形態

▷劇場公演、劇団公演、プロデュース公演、国や地方公共団体が主催する公演など。

※1 芸団協芸能文化情報センター『芸能白書2001』10頁以下。

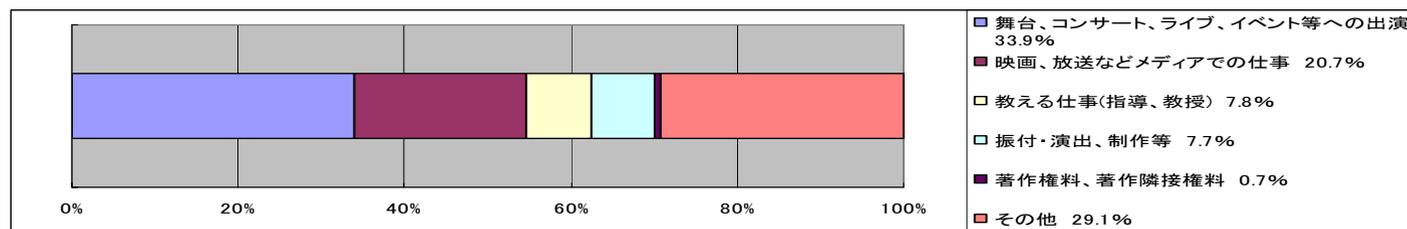
※2 ぴあ総研『エンタテインメント白書2004』66頁以下。「現代演劇」、「演芸/お笑い」、「ミュージカル」、「古典芸能」及び「舞踊」の5つのジャンルの合計の約6万公演相当を推計。

P2. 実演家の生活実態

○年収

▷現代演劇に係わる実演家のうち、個人収入400万円未満の者が74.5%を占める。

○平均的な年収の内訳



→現代演劇に係わる実演家は、舞台出演等からの収入が年収の54.6%しかなく、本業だけで生計をたててることができる者は少なく、とりわけキャリアの浅い若年層では顕著である。

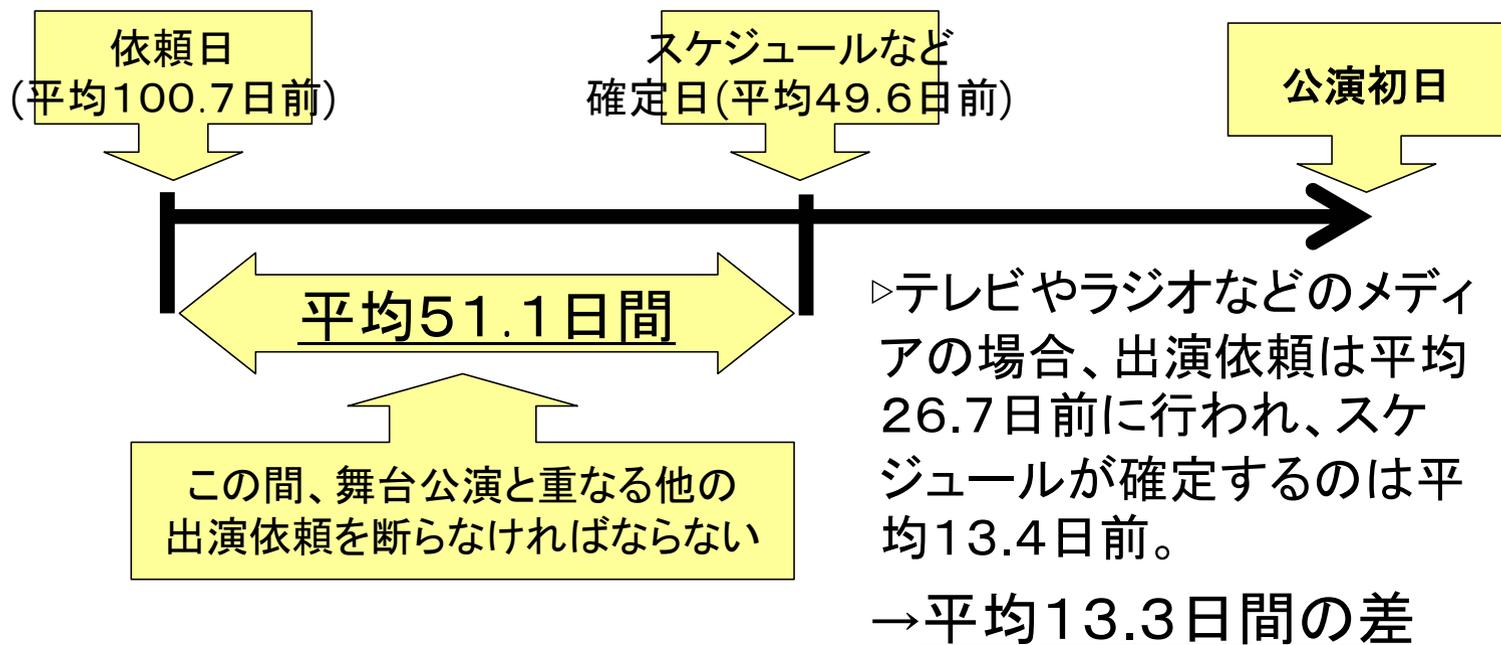
○実演家の就業形態

- ▷仕事が断続的であり、常に仕事があるわけではない。
- ▷依頼主(発注者)が、仕事ごとに異なる。

→実演家は、総じて就業状況が不安定である。

P3. 舞台出演に伴う問題点①－出演までの期間

○依頼日からスケジュールなどの確定まで長期間にわたる(フリーの実演家の場合)

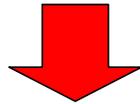


→舞台出演に関して不確定な期間が長い。

P4. 舞台出演に伴う問題点②—契約書の締結

○仕事に関する取り決めの確認方法がまちまち

「必ず契約書を取りかわしている」 13.9%



(実演家全体では、平均7.7%)

▷フリーの実演家が契約書を交わさない場合の確認方法

- { 電話など口頭で確認した 53.7%
- { スケジュール表や配役一覧(香盤表)などで確認した 40.1%

→口頭での確認は、「仕事の内容」と「スケジュール」が中心。「報酬の額」や「支払方法・時期」をも確認していたのは36.3%。

○契約書による取決事項

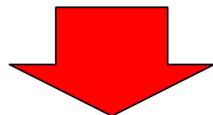
- ▷依頼主(発注者)から一方的に示されることがほとんどであり、内容は依頼主によってさまざま。
- ▷詳細な項目として、「目的」、「舞台稽古・リハーサル・公演等の期間」、「報酬の額及び支払日」、「稽古・舞台公演中の記録用撮影」、「舞台の放送」、「ビデオ・DVD化」、「災害補償」、「契約の解除・変更」などが示される例もある。

P5. 舞台出演に伴う問題点③一けがの補償

○仕事上におけるけがの補償が不十分

「医師の治療が必要になったけがの経験がある」

(昨年1年間)



13.9%

▷このようなけがを経験した者のうち、

自分で負担した、あるいは

自分が加入している傷害保険等の給付

→計79.4%

労災保険が適用された、あるいは

所属している集団、仕事の依頼主等が負担した

→計20.6%

P6. 舞台出演に伴う問題点④ー公演の二次的利用

○舞台公演の二次的な利用については未整備

- ▷舞台公演と映画、テレビなどメディアとの質的相違。
- ▷現代演劇に係わる実演家が、「著作権料、著作隣接権料」による報酬が、年収に占める割合は平均0.7%。
- ▷中継やDVD化を想定する場合は、それに最適化した制作を行う必要がある。

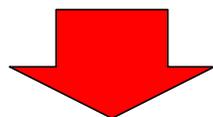
○契約書においても別途協議がほとんど

- ▷舞台公演における実演を録音・録画する場合(記録用等を除く)には、契約書においても、その二次的な利用方法や報酬の額等について、別途協議とされている例がほとんど。

P7. 改善すべき点と改善に向けた取り組み

○実演家が安心して創作活動ができる環境(複数回答に基づく結果)

発表や公演、出演の機会が多くあること	45.4%
報酬額や就業時間等仕事の条件が良くなること	37.8%
文化芸術全般に対して国などの公的支援	30.7%
老後の生活のために充実した年金制度	25.5%
文化芸術全般に対する社会的理解や信用の向上	17.4%



舞台公演に限らず、幅広い観点から実演家の地位向上に向けた自主的取組のひとつとして、個別契約が結ばれにくい状況に対応し、出演の基本的事項を検討するための「約款」を提案。

【別紙】

約款イメージ(案)

約款は、個別の契約が結ばれにくい状況に対応するため、制作者(発注者)と出演者サイド双方に必要と思われる、基本的な事柄をカバーするものとする。

1. 発注者および制作者の義務
1. 出演者の所属事務所の義務
1. 出演者の義務
1. 書面契約による出演依頼の定め
1. スケジュールの変更
1. 出演料の支払日
1. 発注・制作の中止・延期・変更
1. キャンセル(契約解除)の場合の取り決め
1. 事故補償義務